7	関税率表第2922・42号の１に掲げる物品	グルタミン酸ソーダ	1,064,094	204,700	千円	0.8	
8	関税率表第3301・25号の１の⑵に掲げる物品	ペパーミント油（メンタ・アルベンシスから採取したもので、総メントールの含有量が65％以下のもの）	44,683	21,425	千円	0.6	平成22年５月18日適用停止 インド
9	関税率表第3502・11号又は第3502・19号に掲げる物品	卵白	1,174,587	130,806	千円	0.6	
10	関税率表第3505・10号の１に掲げる物品	でんぷん誘導体	13,988,916	192,013	千円	0.0	
11	関税率表第3505・10号の２又は第3505・20号に掲げる物品	デキストリン、デキストリングルー等	199,270	678,600	千円	0.2	平成22年５月18日適用停止 全特恵受益国等
12	関税率表第36・04項に掲げる物品	花火等	1,621,020	377,409	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国
13	関税率表第39・01項から第39・04項まで、第39・06項又は第3911・10号に掲げる物品のうち 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの 関税率表第3914・00号に掲げる物品のうち ポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの	ポリエチレン、ポリスチレン等の塊、粉、粒、フレーク等	22,051,945	891,702	千円	0.2	
14	関税率表第3006・91号及び第3926・90号の２に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	クロスシート	1,575,415	618,108	千円	0.2	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国
15	関税率表第4114・20号に掲げる物品	パテントレザー等	16,163	893	千円	0.6	
16	関税率表第41類に掲げる物品（関税率表第4101・20号の２、第4101・50号の２、第4101・90号の２、第4104・11号の２、第4104・19号の２、第4104・41号の１の⑵及び２、第4104・49号の１の⑵及び２、第4105・30号の１、第4106・22号の１、第4107・11号の２、第4107・12号の２、第4107・19号の２、第4107・91号の２、第4107・92号の２、第4107・99号の２、第4112・00号の２の⑴、第4113・10号の２の⑴並びに第4114・20号に掲げる物品を除く。）	原皮及び革	2,010,532	18,237	千円	0.2	
17	関税率表第4202・11号、第4202・12号、第4202・21号、第4202・22号、第4202・29号、第4202・31号、第4202・32号、第4202・91号、第4202・92号又は第9605・00号に掲げる物品	トランク、スーツケース等	8,011,867	11,631,076	千円	0.8	平成22年５月18日適用停止 全特恵受益国等
18	関税率表第4205・00号の２又は第9305・99号の１に掲げる物品	コンポジションレザー製品等	747,783	36,797	千円	0.6	
19	関税率表第42類に掲げる物品（関税率表第42・03項に掲げる物品並びに第17項及び第18項に掲げるものを除く。）	革製品（第42・03項、第17項及び第18項のものを除く。）	545,371	315,646	千円	0.2	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国
20	関税率表第4302・11号に掲げる物品 関税率表第4302・19号、第4302・20号又は第4302・30号の２に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	毛皮（なめしたもの）	630,429	1,579	千円	0.2	